The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国際協調主義者の「満蒙権益」観 : 吉野作造を中心に
Author(s)	趙, 暁靚
Citation	国際公共政策研究. 2013, 18(1), p. 39-51
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50260
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

国際協調主義者の「満蒙権益」観
──吉野作造を中心に

Sakuzo Yoshino's Views of Japan's Special Interests in Manchuria

趙　暁靚*

Xiaoliang ZHAO*

Abstract

Sakuzo Yoshino was a famous thinker of modern Japan, well-known as "the standard-bearer for 'the Taisho democratic movement'". All his life he wrote a large number of essays and books on Sino-Japanese relations. Therefore, a survey and evaluation of Sakuzo Yoshino is crucial to the research of "the Taisho democratic movement" and modern Sino-Japanese relations. Based on historical materialism, this paper makes an empirical study of Sakuzo Yoshino's views of Japan's special interests in Manchuria since World War I, trying to make an all-round and objective evaluation of it, and to disclose the meaning of Sakuzo Yoshino's views of Japan's special interests in Manchuria to the modern Sino-Japanese relations.

キーワード：吉野作造、満蒙権益観、日中関係

Key Words : Sakuzo Yoshino; views of special interests; Sino-Japanese relations

* 中国広東外語外貿大学日本語学部準教授

はじめに

吉野作造（1878-1933）は大正デモクラシー運動の理論的指導者、近代日本のリベラル的思想家として広く名を知られている。また、中国論を中心とする吉野の対外認識は「国際協調主義」と呼ばれ、「アジア主義」とともに近代日本の対外構想の主要な枠組みをなしていたとみられている[1)]。リベラリズムは今日においても日本社会の思想認識の主流であるゆえ、吉野の対外認識、とくにその重要部分をなす中国論を検討することは、近代日本のリベラリズムが現代日本、ないしアジアにいかなる歴史的遺産を残したのかを考えるうえで非常に有益な試みであろう。さらにこのような知的作業は、歴史的認識の相違による外交紛争を乗り越え、平和安定的な日中関係を築くことに資すると考えられよう。以上のような考えに基づき、本論は吉野の中国論を、その中の「満蒙権益」観にしぼって検討するものである。

「満蒙権益」は、日露戦争以降軍事的、政治的謀略手段により積み重ねてきた中国東北地方における日本の権益の総称である。従来、「満蒙権益」は日露戦争における「二十億の資財と二十余万の死傷を以て獲得」され、日本の生存にかかわる死活的利益とみられ、「満蒙権益」の擁護は近代日本の大陸政策の核心であった。さらに、日中戦争、ないし太平洋戦争の源は満州事変にさかのぼることができると考えれば、「満蒙権益」をめぐる外交は戦前の日中関係と日米関係の一つの重要なポイントといえよう[2)]。したがって、「満蒙権益」に関する捉え方が吉野の中国論を検討するキーワードになるのも当然であろう。

学界では、吉野作造の対外認識についての研究はかなりの蓄積がなされているが、彼の中国論に対する歴史的評価は、日本帝国主義の抵抗者[3)] であるか追随者[4)] であるか、と分かれているところである。このような研究状況を踏まえ、本論では第一次世界大戦から満州事変にかけての吉野の「満蒙権益」観を考察し、吉野作造の中国認識の特質を解明する一方、近代日本のリベラル中国論の今日的意味も検討してみる。

一、第一次世界大戦下の吉野作造の「満蒙権益」観

1915年１月、大隈内閣は中国に対して、五号二十一ヵ条からなる、いわゆる対華二十一ヵ条要求を提出した。第一号から第四号までは、だいたい「満蒙」など日本の既得権益の延長、強化であったが、第五号の内容はそれらと性格を異にし、中国全土に日本の優越権を拡大しようとするものであった。そのことは、中国中央部の揚子江流域を勢力圏にしていたイギリスや、門戸開放、機会均

1）服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交　1918-1931』、有斐閣、2001年。
2）加藤陽子『戦争の日本近現代史：征韓論から太平洋戦争まで』、講談社、2002年。
3）松尾尊兊『大正デモクラシー』、岩波書店、1974年；松尾尊兊『民本主義と帝国主義』、みすず書房、1998年；黄自進『近代中国に対する吉野作造の認識と評価：1906-19321》、台湾中央研究院近代史研究所、1995年。
4）宮本又久「帝国主義としての民本主義――吉野作造の対中国政策」、『日本史研究』91、1967年６月。

等を主張していたアメリカの利害と正面から衝突することを意味したため、米英政府は日本に対して抗議の通牒や覚書を手渡した。そして日本政府は英米の抗議を受け入れて、第五号を一応留保し、第一号から第四号までの内容を一部修正して中国政府に最後通牒を送った。結局中国政府は日本の軍事的圧力に屈し、その要求を受諾した[5)]。

1915年、吉野は対華二十一ヵ条要求をめぐる交渉について『日支交渉論』を執筆し、対華二十一ヵ条要求に関する見方を提示した。

> 「予一己の考えでは、今度の要求（対華二十一ヵ条要求――筆者による。以下同じ）は大体に於いて最小限度の要求であり、日本の生存のためには必要欠くべからざるものであったと認めるのであるから、第五項の削除は、甚だ之を遺憾とするのである」[6)]。

つまり、対華二十一ヵ条要求を全面的に支持したのである。「弱肉強食」という帝国主義的生存観で日本の権益を考え、被圧迫民族中国の権利を完全に無視した姿勢であった。1904年東京帝国大学法学部を卒業した吉野であったから、帝国主義的時代風潮、とくに日露戦争における日本の勝利により、「弱肉強食」の生存観が育ったと考えられよう。また、この主張の背後にはつぎのような吉野の米英認識と中国認識も存在していた。第一に、列国が争って中国で排他的勢力範囲を設けている現状に鑑みて、現在においても将来においても、「門戸開放、機会均等の原則は殆ど無力」なので、日本が対中政策を設定する際に、アメリカの唱導する「領土保全、門戸開放、機会均等」の原則をそれほど気にする必要はない。第二に、ヨーロッパが大戦になり、イギリスが東アジアでドイツを抑えるために日本の力を借りざるを得なくなったこの機会に、袁世凱政府との外交交渉を通し正式な条約を結ぶことによって中国全土に日本の勢力を拡大するのは適当である[7)]。第三に、1913年中国では袁世凱を反対した「二次革命」が起こったが、吉野はそれを評価していなかった。なぜなら、中国で政権を握るにはかならず列強のサポートが必要であり、当時列強が袁世凱を支持したため、革命党に中国の未来を期待するのは無理だと吉野は判断していた。だが、吉野によれば袁世凱のような旧い官僚軍閥も決して中国の将来を託すにふさわしい人物ではなかった。したがって革命党が袁に対抗しうる力を持たない以上、中国の「政治的将来」はかならずしも吉野の期待できるものではなかったのである[8)]。

さらに、「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」（1917年３月）において、吉野は「吾人は大体の希望を所謂満蒙論者と同じうするものである」と自認し、中国全土を失っても、「満蒙」における日本の経済的政治的特殊権益を守ろうとする強硬な「満蒙」権益擁護論を展開した。そして鄭家屯事件の解決に関して、吉野はこの事件を機に二十一ヵ条交渉で未達成の「満蒙」地方における警察の

5）外務省編纂『日本外交年表竝主要文書』上巻、日本国際連合協会、1955年。
6）吉野作造「日支交渉論」、『吉野作造著作集』８、岩波書店、1996年、152頁。
7）同前、153、154頁。
8）吉野作造「支那の政治的将来」、『新人』1914年11月、『吉野作造著作集』８、161頁。

中日合同と、日本人軍事顧問の傭聘の要求を中国に呑ませ、さらに将来「満蒙」地方に派遣される中国士官の養成のために、中国士官学校教官として日本国将校若干名を傭聘する要求を中国に受け入れさせることを主張した[9)]。

1917年日米間では石井・ランシング協定が結ばれた。この協定に関する解釈において、対華二十一ヵ条要求を全面的に支持した吉野の態度は変わった。つまり、満蒙における日本の「特殊権益」はアメリカが承認する一方、中国本土に渡って「門戸開放、機会均等」の原則について、日本もそれを尊重すべきである。このことは対華二十一ヵ条要求のなかの排他的な第五項要求の放棄を意味していた[10)]。このような変化を生み出したのは、「パクスパブリタニカ」から「パクスかアメリカーナ」への世界的覇権構造の転換に関するいち早い認識と、中国革命運動に対する再評価が指摘できよう[11)]。すなわち、「戦後米国の東洋に於ける地位の大いに飛躍せんとするの秋に方って、米国よりかかる承認を得たといふ事はさう軽々に看過すべき事ではない」と吉野は認識し、大戦後日本の中国政策はアメリカとの協調が必要不可欠と主張した[12)]。また、1915年12月末吉野は中国革命史の研究を始め、彼の中国認識にも大きな変化が見られた。中国革命がフランス革命の影響下でおこなわれた近代的国民運動であり、中国将来の中心勢力が南方で革命を起こした「青年支那党」であると見て、それをきちんと認識するのが今後日本の中国政策を考える際の重要なファクターであるべきと主張するようになったのである[13)]。

二、第一次世界大戦後の吉野作造の「満蒙権益」観

第一次世界大戦後開かれたパリ講和会議で日中両国は対華二十一ヵ条要求と山東問題をめぐって激しく対立した。結局中国の要求が受け入れられなかった。それをきっかけに中国国内において全国規模の排日運動五四運動が勃発した。五四運動に対する日本朝野の非難と大違い、吉野が五四運動を同情・支持した立場で、北京大学と東京大学の教授支学生の交流活動も組織したのは周知のことである。

ところが、この時期の吉野の権益論を読むと、中国の利権回収の主張との間には大きな懸隔が存在することに容易に気づくであろう。パリ講和会議において中国代表団は対華二十一ヵ条要求の撤廃を強く要求した。その理由はつぎのように説明されている。対華二十一ヵ条要求は国家間の平等と国家主権の尊重を核心とするウィルソンアメリカ大統領による十四ヵ条講和条件に背き、かつ武力脅威で中国に押し付けたもので、日中間の紛争を醸成する禍根である。ゆえに東アジアの平和と安定を擁護するため対華二十一ヵ条要求を即時全面撤廃すべきである[14)]。このような中国の主張に対

9）吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』1917年３月、『吉野作造著作集』８、270頁。
10）吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」、『中央公論』1917年11月、『吉野作造著作集』５。
11）趙暁靚「対華二十一カ条要求をめぐる北一輝と吉野作造」、『政治思想研究』第五号、2005年５月。
12）吉野作造「米国の対東洋政策」、『中央公論』1916年12月、『吉野作造著作集』５。
13）吉野作造「支那の革命運動に就いて」、『東方時論』1916年11月、『吉野作造著作集』８。
14）王正廷著、竹内克己訳『近代支那外交史論』、中日文化協会、1929年、194、195頁。

して吉野は厳しい反論を展開した。「正当の権限を有するもの（一国の合法的政府）が取り極めた条約」はたとえ圧迫の結果でも有効であると主張し、依然として満蒙権益を擁護していた[15]。また1921年12月、「二十一ヵ条要求撤廃」をかかげた大規模な国民大会やデモが北京、上海などの中国の大都市で展開されたが、吉野はこの「国民的示威運動」を「道理を内容とせざる力の誇示」と冷評していた[16]。さらに、1923年３月北京政府が二十一ヵ条要求取り消し声明を発表したとき、吉野は日本は「嫌でも応でも断固たる拒絶に出づるの外はない」と主張していた[17]。五四運動を同情・支持した立場と矛盾しているように見えるが、吉野の如何なる権益観を意味しているのだろうか、つぎに分析していく。

まず吉野は、第一次世界大戦における膨大な犠牲と破壊の教訓により、今後大国間の全面戦争はかならず長期的総力戦になり、そのコストはいかなる戦争目的をも超えるものであり、この意味において、戦争防止は従来のように小国と思想家のスローガンではなく、欧米大国にとっても切実な関心事になっている。国際連盟創設の構想はその端的な表れとみていた。さらに、このような国際認識を踏まえ、吉野は日本もウィルソン主義に象徴される平和的な「世界の大主潮」に順応し、軍事的、謀略的手段で中国で独占的利権を求めることを戒めるべきと主張していた[18]。しかし、だからといって不平等条約を即時全面的に撤廃し、中国に列強と対等的な国際的地位を与えることに対しては、吉野は反対していた。その理由はつぎの三点に求められよう。第一に、吉野は、「国家間の平等」は国際法の前の平等であり、この「平等」の意味するところは国家間の条約はたとえ圧迫の結果でも有効であるというように、国際法が保障するのはすべての国々が如何なる条件においても一律に平等とするのではなく、現実の力関係に基づくうえでの平等であるとみていた。中国の不平等条約改正問題にしてみれば、国内法を整備し、国際義務を履行する能力を有する統一的中央政府が形成されてから、はじめて可能な話である。南北分断、軍閥割拠の中国の現状からみれば、不平等条約の即時全面的撤廃はまだ時期尚早であり、近代国際法における「国家間の平等」に対する誤解でもあった[19]。第二に、ウィルソン主義における「民族自決」は無条件に中国の国際的地位を引き上げることを意味するのではなく、英仏が自発的に期限未満の租借地を中国に返還したように、第一次世界大戦後弱小国に対する強国の態度は、利権を設定する侵略主義から弱小国に発展のチャンスを与えるように変わっている。そして吉野によると、これこそ第一次世界大戦後の「国際民主主義」である[20]。第三に、中国が自国の国際的地位を引き上げるために、「実力」を養うには、まず国内の官僚軍閥を打倒しなければならない。そして、中国の官僚軍閥が日本の官僚軍閥と結んでいるから、日中両国民も連携して共同の敵――官僚軍閥と戦うべきである。そのため、吉野は「平和の日本」と

15）吉野作造「山東問題」『大阪毎日新聞』1919年５月20日-26日、『吉野作造選集』９、220頁。
16）吉野作造「外交における国民的示威運動の価値」、『中央公論』1921年１月、『吉野作造選集』６、237頁。
17）吉野作造「小題小言数則」、『中央公論』1923年４月、232、233頁。
18）吉野作造「何ぞ進んで世界改造の問題に参与せざる」『中央公論』1918年12月、『吉野作造選集』５、373頁。吉野作造「国際連盟は可能なり」『六合雑誌』1919年１月、『吉野作造選集』６、３頁。
19）吉野作造「支那問題概観」『中央公論』1922年１月、306頁。
20）吉野作造「支那近事」『中央公論』1922年３月、193頁。

「侵略の日本」という「二つの日本」論を捻出し、両国青年の交流活動を組織することに奔走していたのである[21)]。

以上分析してきたように、第一次世界大戦後吉野作造は、ウィルソン主義の普遍化を認識して、五四運動を同情・支持した立場で日中両国の間の国民的連帯を求めることと、日本の満蒙権益を擁護することが両立できるような権益論を模索していたのである。ところが、1920年代後半中国国内政治の急激な変化に伴い、吉野の「満蒙権益」論は新たなチャレンジに直面せざるを得なかったのである。

三、北伐革命期の吉野作造の「満蒙権益」観

1926年６月、広東国民党政府は蒋介石を国民革命軍総司令に任命して、張作霖、呉佩孚など北方の軍閥を対象とする北伐を開始した。ソ連と共産党の支援のもとで北伐軍は揚子江流域に急進して、10月武漢三鎮を完全に制覇するにいたった。武漢は、上海につぐ揚子江流域の経済中心地であり、北伐軍の武漢占領後の行動は列国の在華権益に重大な影響を及ぼすものと予測され、列強の強い関心を集めていた。日本国内においても、政友会と陸軍は北伐がソ連の支援のもとで行われたものであり、北伐軍の成功で中国がソ連に赤化されることになりかねない。ゆえに日本が米英列強と連携し、武力で北伐に干渉すべきと主張していた[22)]。それに対して、吉野はソ連が北伐軍を支援しているからといって、中国がソ連の言いなりになることはないと反論した。その理由は、中国人がいかに他から援助をうけても、結局自国の立場を少しも曲げないということは辛亥革命に対する日本の援助の経験からわかるからである。さらに、吉野は北伐軍を指導した思想はソ連の共産主義ではなく、中国人自身の「三民主義」であると指摘した[23)]。その上、吉野は「三民主義の解」を執筆し、三民主義の意味を解説した。吉野によると、三民主義の主唱者は孫文であり、孫文の革命の目的が民族主義、民権主義および民生主義という「三民主義」の実現にある。そして「三民主義」のなかの「民生主義」は彼自身が顧問であった社会民衆党に接近していると認識し、「三民主義」との思想的共鳴を表していた[24)]。1927年１月吉野は日本政府が国民党政府を「交戦団体」と承認することを求め、国民党支援の態度を明らかにした[25)]。

ところで、北伐軍が揚子江流域を制圧するのにしたがって、米英列強はそれぞれ「対華新政策」を打ち出した。1926年12月イギリスはワシントン付加税の即時かつ無条件実施をふくむクリスマスメッセージを発表し、それに次いで翌年１月アメリカもワシントン付加税実施のみではなく、関税自主権と治外法権の返還についても中国を代表するいかなる政府または委員とも交渉に入る準備が

21）吉野作造「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」『中央公論』1919年６月、『吉野作造選集』９。
22）邵建国『北伐期の日中関係研究』、北京新華出版社、2006年、24-27頁。
23）吉野作造「支那と露西亜と日本」、『中央公論』1926年９月、『吉野作造選集』９、332頁。
24）吉野作造「三民主義の解」『現代憲政の運用』所収、みすず書房、1988年、480、481頁。
25）吉野作造「広東政府を承認せよ ── その根拠及び態度について ──」『社会民衆新聞』16号、1927年１月20日。

あり、しかもこれらの問題に関しアメリカは単独ででも交渉に応ずるというケロッグ声明を発表した[26)]。

以上述べてきたように、中国国内政治の変化に対する認識と列強の中国政策の転換は吉野の中国論に大きな影響を及ぼしていた。それに関して以下検討していく。1927年４月国民党政府の要人戴季陶が日本を訪問する際、吉野は「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」を執筆し、中国の政治的将来と日本の在華権益など重要な問題に関する見解を披瀝した。すなわち、吉野は国民党が主導した北伐を中国統一の幕開けとみ、「その終局の目的達成を確信する」意を表した一方、将来北伐軍が北京に入り中国全土を統一したら、国民党政権を相手に中国の主権を尊重する原則で対華二十一ヵ条要求をふくめた在来の一切の不平等条約を改定するべきだと主張した[27)]。中国統一に対する正確な理解であり、米英の対華新政策への順応でもあった。1928年６月北伐軍が北京に入京し、北伐が完遂し、中国本土の統一事業は一段落した。７月７日国民政府王正廷外交部長は不平等条約撤廃の宣言を発表し、日本に対して中日通商航海条約の無効と、新条約締結まで国民政府の制定した「臨時弁法」を適用する旨を通告した。日本は国民政府外交部の通告を一方的な条約解釈であるとして承認せず、与党政友会のみならず野党民政党も国民政府の条約失効措置を「国際信義を無視するの甚しきもの」とつよく反発した[28)]。それに対して、吉野は「支那の形勢」と「対支政策批判」を執筆し、王正廷の外交政策に論及した。まず、吉野は日本と中国との将来の関係は「在来の約定に基づいて決められるべきものではなく、主としては一旦白紙の状態に還りて、別に新たに両国の利害を省量し純然たる理義の指示に遵って決められるべきである」と、旧来の不平等条約のかわりに中国と平等な新条約を締結すべきことを主張した。「臨時弁法」についても、吉野は従来不平等条約の改正は現代中国の流行語であり、外交当局者はそれを堂々と内外に声明しなければ国民からの批判を免れない。ゆえに南京国民政府による不平等条約の一方的破棄の声明それ自体は、実際の外交政策というより、むしろ国民の支持をえるための内政上の必要から出た声明である。実際の外交交渉に臨むと、王正廷はかならずしも原則論で押し通すのではなく、もっと穏健な姿勢で交渉に応じるはずであると認識した[29)]。結局吉野の判断したとおり、国民政府は臨時弁法の実施に踏み切らなかった。

従来の研究では、上記吉野の「条約白紙化」の主張を踏まえ、この時期の吉野はすでに「満蒙権益」をふくめ対華二十一カ条要求を全面的に否定し、帝国主義思想と決別したと主張している[30)]。しかし、以上みてきたように、このとき吉野が論じていたのは通商航海条約のような一般的に認識された「不平等条約」であった。対華二十一カ条要求のなかの肝心な「満蒙権益」については、「我国民衆一般の生活に直接の関係を有するものに付いては、その発生原因の如何に拘らず、之を合理的

26）臼井勝美『中日外交史――北伐の時代――』、塙書房、1971年、18、27頁。
27）吉野作造「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」、『吉野作造選集』９、336、337頁。
28）高文勝「中日通商航海条約改正交渉と王正廷」、名古屋大学大学院人間情報学研究科『情報文化研究』、17号、2003年３月。
29）吉野作造「支那の形勢」『中央公論』1928年７月、『吉野作造選集』９、355、356頁。
30）松尾尊兊、黄自進前掲研究。

に整正するに際し特に穏当な配慮を加えられ」たいと語ったように、吉野はかならずしも手放すことを主張していなかった[31]。ではこの時期の吉野の「満蒙権益」観はいったいどのようなものであろうか、以下実証的に検討していく。

1927年７月田中内閣は、東方会議で議定された「満蒙」鉄道計画方針にしたがい、張作霖に対して「満蒙鉄道懸案」を解決するための交渉を開始した。懸案鉄道というのは、日本の国防上きわめて重要であるといわれる吉林・会寧線、「満鉄」の培養線である長春―大賚間の長大線、および埋蔵量が撫順を超えると予想される新邸炭田を「満鉄」と直接接触させる新邸運炭線など六鉄道のことである。現地で鉄道交渉を担当した吉田茂奉天総領事は高圧的態度で交渉に臨み、中国側の回答が遅延するとみるや、莫徳恵奉天省長に京奉線軍用列車の「満鉄」附属地通過をさしとむべき旨を通告し、田中外相に８月７日から実施すると上申したのである。そして東北地方では吉田総領事の強硬な交渉に反対する中国民衆の大規模の反日運動が勃発した。このような状況を背景に、10月吉野は「満州の排日騒ぎにつき或る支那人からの来書」を『中央公論』に寄稿し、中国人「S君」の口を借りて、日本の「満蒙」鉄道利権に関する自らの意見を披瀝した。まず、吉野は今回の排日運動は「満州支那民衆の自覚に基ける不可抗の一現象」であり、それに対して「相当の対策」を講じないと「日本は遂に大陸に於て完全にその足場を失はぬとも限らない」と、中国の利権回収運動に真剣に対応すべきことを強調した。では、どのような対応が必要だと彼は考えていたのだろうか。つぎに、吉野は中国の友人「S君」からの手紙の内容を摘記し、その手紙に自分も一番「大なる感動」を感じ、しかも「最も強く反省させられた」と「S君」の意見に賛成する意を表した。

「S君」によると、そもそも日本が条約上の権利、たとえば鉄道敷設権と商租権の実現を確保しようとする「満蒙懸案」解決の努力は「形式上固より当然の事」であり、それに対する中国側の抵抗は「不信たるを免れない」。しかし他方田中内閣の「満蒙」分離論をぬきにしても、中国にはやはり日本のこれ以上の「満蒙」進出に抵抗しなければならない理由がある。その理由について「S君」はつぎのように述べる。

> 「そんなら何故私共は此上貴国が条約上の権利の確保に努めらるることに反対するのかと云ふに、そは一言にして申せば『現状』の拡大になることを恐るるからです。詳しく云へば満蒙に於ける日支関係の『現状』は――私は法理上乃至形式上のことを云ふのではありません、経済上乃至実際上のことを申すのです――全然国際的搾取主義の上に築かれて居るからです。能くお国の人が口にする両国人民の共存共栄の基礎の上に組み立てられて居るのでなくして、日本人及日本国が全体として支那人及支那国と云ふものを犠牲にすると云ふ土台の上に作り上げられて居るからです。斯くして我々は在来の『現状』そのものに多大の不満を有って居りました」[32]。

31）吉野作造「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」、『吉野作造選集』９、337頁。
32）吉野作造「「満州」の排日騒ぎにつき或る支那人からの来書」、『中央公論』1927年10月、98、99頁。

つまり、日本の「満蒙」権益に対して中国人が大きな不満をもっているのは政治的権益ではなく、日本による経済的搾取である。それは具体的に何をさすかというと、「一つは「満鉄」を政治的に悪用することで、他はその結果その経営の全然官僚的なることです」[33]。すなわち、前者は「満鉄」を政党、とくに政友会の「金穴」にすることで、後者は「満鉄」を日本内地の政治的目的に悪用するの結果として、その経営には絶対に他人を與らしめることは出来ぬ」という「企業経営の排他独裁」である[34]。さらに「S君」は、日本が中国人の協力で「満蒙」における条約上の懸案を解決するためには以上のような「現状」の「革命的変更」が必要だと主張する。「S君」はいう。

「私共支那人の立場としては、……満蒙に於ける一切の企業の収益に就いては、之に関係せる日支両国人士の共同の利益を公平にはかるを期せしめ、更に進んでは文字通りに両国人民の共存共栄を資けしめる様にせねばならぬと思ひます」[35]。

つまり、「満鉄」に代表される日本の「在満企業」の経営管理に中国人を入れて、その収益も公平に中国に分配することを「S君」は求めている。また前述したように、この意見に対して吉野もほぼ賛成したのである。

以上のように、北伐の進展から中国統一の見込みを見出そうとした吉野は、従来の「満蒙」権益擁護論を再考しはじめた。すなわち旅順大連租借権と鉄道付属地の駐兵権などの政治的権利を留保する一方、「満鉄」を中国と共同管理し、ないし鉄道の収益を公平に中国に分配するなど「満蒙」権益のなかの経済的部分を中国に譲歩することを吉野は考えているのであろう。1924年の「満鉄」国際管理論を想起すれば、このような「満蒙」鉄道利権にこだわらない姿勢は、北伐期吉野の中国論と南京国民政府が成立した後にも「満蒙」権益の現状維持を求めようとする幣原外交との重要な相違点だといえよう。「満蒙権益」を完全に否定する主張とは言えず、近代日中関係における肝心な満蒙問題を根本的に解決することもできないのである。それにもかかわらず近代日本の中国認識をふりかえってみれば、この時期の吉野作造の「満蒙権益」観には軽視できない意義があるといえよう。なぜなら、前述のように日露戦争以降「満蒙権益」は「二十億の資財と二十余万の死傷を以て獲得」され、日本の生存にかかわる死活的利益とみられ、したがって「満蒙権益」の擁護は日本の中国認識の主流となっていた。日本の歴代内閣、「国際協調主義」の典型とされた幣原内閣においても満蒙の既得権益に関しては、中国に譲歩する意は毛頭なかったのである。そのような時代背景のもとで満鉄の経済利益を中国に譲歩することを考えた吉野の主張は、石橋湛山による「満蒙放棄論」に次いで、民族自決を求めようとした近代中国のナショナリズムに近づいてきたのである。

33）同前、100頁。
34）同前、100、101頁。
35）吉野作造「「満州」の排日騒ぎにつき或る支那人からの来書」、『中央公論』1927年10月、100、101頁。

四、「満州事件」下の吉野作造の「満蒙権益」観

1929年10月ウォール街の株式大暴落をきっかけにはじまったアメリカの経済恐慌は、間もなく世界に波及し未曾有の世界大恐慌になっていく。1931年９月イギリスは金本位制停止を宣言し、これに追随して1931年末ほとんどすべての国も金本位制から離脱し、第一次世界大戦後再建された金本位制にもとづく世界資本主義の統一性が崩壊した。そしてイギリスをはじめ、アメリカ、フランス、ドイツなど主要資本主義国家は、それぞれ自国を中心として植民地、自治領ないし隣接諸国にわたる排他的経済ブロックを形成した。日本もその影響をうけ、1930年３月の商品市場、株式市場の急落をきっかけに、いわゆる昭和恐慌となった。このような背景のもとで1931年９月18日九・一八事変が勃発した。

満州事変は近代日本の外交史、ないし国際関係史の重要な転換点であり、日本がワシントン体制の擁護者から同体制の挑戦者へ変身したことを意味する一方、日本の中国政策も米英列強と協調して、中国の内政に干渉しないとする「国際協調主義」から米英列強と敵対し、武力で中国を侵略する「アジア主義」にシフトしていった。ところが、この重要な歴史的転換点において従来「国際協調主義」を唱えてきた吉野作造は一見矛盾に満ちた中国論を語っていた。つまり関東軍の軍事行動については、それは決して軍部と政府が説明したような「自衛権の発動」ではなく、帝国主義侵略行為と批判しながら、「そこに民族生存上の絶対必要と云ふに基づく帝国主義的進出の一応納得せらるべき理由が存するわけだ」と、満州事変の合理性も主張したのである[36)]。この矛盾した主張は歴史研究者を戸惑わせ、軍部と政府による言論統制に原因を求める見解もある[37)]。しかし、たとえ言論統制があったとしても、国家の進路にかかわる重大問題について大正デモクラシーのオピニオンリーダーであった吉野作造が矛盾した意見を『中央公論』で公表することは奇妙であろう。つぎに、1932年１月『中央公論』にのせた「民族と階級と戦争」に基づいて満州事件に関する吉野の真意を検討してみる。

まず、吉野はなぜ関東軍の軍事行動を批判したのであろうか。吉野はいう。

> 「仮令正当な権利の要求の為とは云ひ、其貫徹に大規模の軍事行動を執ったと云ふ事に付いては心中ひそかに一種不安痛恨の感を催さざるを得ない。……戦争で勝ったからとて、今に莫大な利権が取れるからとて、全国民がただ一本調子に歓喜するのみなるは決して正義の国日本の誇るべき姿ではない。満州事変に関する問題の全面に就て国内にもっと自由無遠慮な批判があっても然るべきではあるまいか。今次の事変は日清戦争や日露戦争などとは全然その性質を異に

36）吉野作造「民族と階級と戦争」、『吉野作造選集』９、岩波書店、1995年、363、364頁。
37）松尾尊兊「補論 九・一八事変下の吉野作造」、富坂キリスト教センター編『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』近現代天皇制を考える２、新教出版社、2001年。三谷太一郎「解説 吉野作造の平和論」、『吉野作造　石橋湛山　尾崎行雄』日本平和論大系６、日本図書センター、1993年。

するものである」[38]。

すなわち吉野は、日清戦争と日露戦争から区別して満州事変を捉えていた。周知のように、第一次世界大戦まで戦争は国策の一手段として国際社会で広く認知され、戦争をめぐる国際法の状態は無差別戦争観の時代とされる。すなわち、戦争は、国家が一定の手続き（＝戦意の表明）を経て行なうかぎり、その理由の如何にかかわりなく、すべて合法性が認められる。このような時代背景のもとで戦争した当事国同士がおのおのの政治同盟的立場にある国の支持によっておのおのの正当性を獲得し、最終的に戦争の勝利によってそれを確保するのは通常の状態であった。日本の場合、日清戦争におけるイギリス、日露戦争における英米の支持、そして両戦争での日本の勝利という結果が正当性をもたらした。しかし1919年に成立し、日本と英仏をふくめ六十三ヵ国の加盟を得る国際連盟はその規約において、自衛戦争と連盟規約上一定の手続きを経た後の戦争だけを許容し、領土侵略戦争などを禁止して、かつ連盟規約に違反する戦争を開始した国に対して経済的・軍事的制裁を発動しうると規定しており、いわゆる「戦争違法化体制」を発足させた。1922年にワシントン会議において調印された九ヵ国条約は、アメリカを含む多国間条約の形式によって中国に対する武力侵略を禁止し、国際連盟規約と連動する性格をもっていたとされる。さらに、アメリカとフランスの主導下で1928年不戦条約が成立した。不戦条約は国家の政策の手段としての戦争を放棄し、国家間のすべての紛争を平和的な手段で解決することを宣言し、国際連盟規約とほぼ同数の加盟を得ることになった[39]。したがって第一次世界大戦後の国際政治を熟知した吉野にとって、自衛権の範囲を超えた関東軍の軍事行動は国際法上禁止された中国に対する武力侵略であり、日本自身も調印した国際連盟規約、九ヵ国条約および不戦条約に対する違反である。それによって国際社会の非難ないし制裁を招き、日本と列強間の協調を危うくするのは「時局を多難ならしむる」ことである。このため吉野は関東軍の軍事行動に対する国内の批判を呼びかけ、輿論の力で日本の「外交的地位」に不利な影響を及ぼす軍事行動の拡大に歯止めをかけようとしたのであろう。

つぎに吉野はなぜ満州事変の合理性をも主張したのであろうか。吉野はいう。

「満蒙に於て有する日本の権益の中には、民国側に於て認めるもあれば又認めざらんとするもある。否認の理由の一つに其権益の基く条約が強迫に出づるものであって本来無効だからといふ説がある。強迫であらうがあるまいが立派に調印された条約を一方的意志で勝手に無効呼ばはりするは明白に国際信義の背反である。（中略）従って我国が一切の権益に付て其の十分なる運用を要求し之に対する一切の障害を排除せんとするは正しい。（中略）是れ今次の出兵が自衛権の発動と云ふことを以て説明されて居る所以である。併し乍ら之は実は形式上の話だ。我々はモ少し事の実相を透察しなくてはならぬ。（中略）我々は昨今いろいろの人から斯んな事を聞か

38）吉野作造「民族と階級と戦争」、『吉野作造選集』９、岩波書店、1995年、365頁。
39）伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制 ── 第一次世界大戦から中日戦争へ ──』、吉川弘文館、2002年。

される、満州に権益を張らなければ日本は亡びる、民族の生存繁栄の為には嫌が応でも満州に確実な地歩を占めなければならぬと。国民は今や斯く信じて出兵を承認した、少し位やり過ぎても夫れだけ日本の立場は強固になると考へてその軍事行動を支持して居る。満州に於ける軍事行動は斯うした国民的信念を背景とし、其支持に恃みつつ其要望に応じて進められつつありと観ねばなるまい」[40)]。

すなわち、「満蒙」における条約上の既得権を守るための出兵が「自衛権の発動」だというのは形式上の話しであり、実際には眼前の大恐慌をのりこえるため、従来の「満蒙」懸案を一挙に解決し、「満州」に鉄、石炭などの資源、ならびに「衣食住の原料」を求め、「満蒙」を実質上日本の排他的勢力圏にしなければならないという認識は国民一般に広まりつつあり、すると満州事変は広く国民の支持を得ていると吉野はみている。そして、民本主義思想家として「民生」と「民意」を一貫して重視した吉野作造であったから、日本の「民生」が満蒙独占を必要とし、日本の「民意」が中国侵略を目指していたところでは吉野の中国論も変わっていったと考えられよう。

第三に、以上の認識のもとで満州事変を起した日本の国際的孤立を回避するのは吉野の最大の関心事となっていた。そのため彼は、「自衛権の発動」に固執するのは愚策であり、大恐慌に見舞われた「日本民族生存の必要」として同じく経済恐慌に襲われた列強に訴えるほうが得策だと判断した。吉野はいう。

「民国は固より日本の此立場（自衛権の発動）をオイソレと認めぬにきまって居るが、せめて諸外国が之を認めて呉れると云ふのでないと、規定の方針を押し通さうとする我国の外交的地位はなかなか安易なものではない」[41)]。

「併し満州事変其ものは実際どれ程時局を多難ならしむる因子となって居るだろうか。国際連盟に於ける空気は頗る険悪である。併し之は自衛権の発動を以て帝国主義的進出を弁明せんとしたからの失策であって、初めから日本民族生存の必要を楯に取ったら斯うまで難儀しなくても済んだだらうと思ふ」[42)]。

以上の分析から分かるように、関東軍の軍事行動に対する批判と満州事変の合理性の主張は必ずしも矛盾したとはいえず、両者は帝国主義的民族生存観に収斂していたのである。

さて、満州事変後日本は国際社会の反対を無視し、傀儡政権「満州国」の建国に踏み出して、結局国際連盟を脱退するのに至った。ところが第一次世界大戦期すでに欧米諸国を遊歴し、日米間の国力の格差と米英に対する日本経済の高度な依存を熟知した吉野にとっては、満州事件の解決があ

40）吉野作造「民族と階級と戦争」、『吉野作造選集』９、岩波書店、1995年、362、363頁。
41）吉野作造「民族と階級と戦争」、『吉野作造選集』９、岩波書店、1995年、361頁。
42）同前、365、366頁。

くまで米英列強の諒解を得て、そしてワシントン体制の枠内で処理すべきものであった。ゆえに上記日本政府の動向に対して吉野は「これ（東洋モンロー主義）を理想通りに育てあげるか、方向をあやまらして永く我々並子孫を苦むる重圧の因となるかは、我々今後の心掛け如何にある。反省を要する所以である」と批判していたのである[43]。1933年吉野作造は世を去った。

終りに

1904年東京帝国大学法学部を卒業した吉野作造が教育を受け思想形成する時期は日本政府が「大陸政策」を確立し、日清、日露両戦争を経て、「大日本帝国」を形成してきた時期であった。このような時代風潮の中では青年期の吉野においても帝国主義的生存観が育ってきたのであろう。辛亥革命、第一次世界大戦、北伐革命および満州事変に渡った吉野の「満蒙権益」観は、中国革命の発展、米英の対中政策の変化ないし国際法の新展開に従い絶えず調整され、国民党による中国統一が達成された時点において近代中国のナショナリズムに近づいていた頂点に至った。時代の風潮に対応し自らを調整するのは吉野の権益観の進歩性をなしていた一方、現実への従順は彼を帝国主義的生存観に縛りつけていたのである。

帝国の思想家であるかぎり吉野作造が帝国主義的生存観で「満蒙権益」を捉えたのもやむを得ないことであろう。また、帝国主義時代の消滅とともに日中関係における「満蒙問題」も完全に解決された。しかし戦後においても近代日本の良識とされていることから吉野作造の権益観は必ずしも「歴史」とはいえず、現代日本の歴史認識をなしていると考えられよう。そして、帝国主義的侵略が日本の近代化における避けられない唯一の選択肢であるか否かをめぐる認識は、侵略されたアジア諸国と相互信頼を築くうえで通って避けられない問題であろう。

43）吉野作造「東洋モンロー主義の確立」、『中央公論』巻頭言、1932年12月。